

誓約書

一般社団法人近畿厚生協会
代表理事 菅野仁司 殿

貴団体に入会するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 私は労災保険法で定める建設事業に従事し、他に一切労働者を使用しないか、又は年間100日以上労働者を使用いたしません。
- 2 作業に従事する際には、労働安全衛生法・規則の関係条項及び団体災害防止規定を遵守し、安全衛生には十分注意いたします。
- 3 団体加入時、又は加入後においても、保険料及び、事務手数料は一括で団体指定期日までに納付いたします。
- 4 部会加入(入金)後に加入取り消しをする場合は、事務手数料として1,100円(税込)を納付いたします。
- 5 年度更新時等の各種届出書の提出及び報告は、団体指定期日までに正確かつ迅速に行います。
- 6 加入後の変更事由(氏名、業種、その他)及び第1項に変更があった場合は、速やかに届け出いたします。

以上の項目に万一違約した場合において、保険給付の対象外(不支給)の決定や貴団体の一方的な脱退処理による特別加入中途脱退の処置執行に対して、異議申し立ていたしません。

以上

2025 年 4 月 16 日

住 所 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623番地

部会員氏名 建設 太郎

建設